

医福第493号
令和6年8月23日

各関係障害福祉事業所 管理者 様
(指定短期入所事業所)

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課長

令和6年度岐阜県短期入所利用促進体制整備事業費補助金の交付事務手続について

このことについて、本補助事業の活用を予定されている事業所におかれましては、標記補助金交付要綱第4条に基づき、下記のとおり交付申請書の提出をお願いします。

記

- 1 提出書類 別記第1号様式(添付書類含む) 1部
- 2 提出期限 令和6年9月30日(月)
- 3 提出先 郵送
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県医療福祉連携推進課障がい児者医療推進係

メール

c11230@pref.gifu.lg.jp

- 4 留意事項
 - ・申請案件多数の場合は、審査の上、採択の可否を通知します。
 - ・提出期限後も随時申請を受け付けますが、予算に達し次第受付終了となります。
 - ・歳入歳出予算書抄本には原本証明をしてください。
 - ・本補助金運営は別添1「補助金交付手続」のとおりに行いますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

担当所属	岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課 障がい児者医療推進係		
係長	山脇	担当	藤枝
電話番号	058-272-1111 (内線 3284)		
F A X	058-278-2871		
E-mail	fujieda-maki@pref.gifu.lg.jp		